

【令和3年度大学入学共通テスト受験上の注意より抜粋】

- ③ 再開テストでは、新しいICプレーヤーにより同じ試験問題を使って、中断した設問からテストを再開します。
- ④ 体調不良等により退室が必要となる受験者がいる場合は、監督者から周囲の受験者に対し、試験の中断を指示することがありますので、その際は、監督者の指示に従ってください。中断を指示された受験者は再開テストを受験することができますので、試験終了まで静かに待機しててください。
- ⑤ 不具合のあったICプレーヤー一式は、回収後、原因を調査します。調査の結果、虚偽の申出をしたことが判明した場合は不正行為となることがあります。

(7) 試験終了後のICプレーヤー等の取扱い

ICプレーヤー、イヤホン及び音声メモリーは、試験終了後回収しますので必ず返却してください。これらを試験室から持ち出すと、不正行為となることがあります。

なお、問題音声は、試験終了後に大学入試センターのホームページ（→裏表紙）からダウンロードすることができます。

10 追試験及び特例追試験の実施

(1) 実施期日等

共通テスト(1)について、疾病、負傷等やむを得ない事情により受験できない者を対象として、1月30日（土）、1月31日（日）に追試験を実施します。

また、共通テスト(2)について、疾病、負傷等やむを得ない事情により受験できない者を対象として、2月13日（土）、2月14日（日）に特例追試験を実施します。

(注1) 共通テスト(1)の受験者は、特例追試験の受験を申請することはできません。

(注2) 追試験についての追試験はありません。また、特例追試験についての追試験はありません。

(注3) 2月13日（土）、2月14日（日）に特例追試験を実施できない場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施します。その場合は、特例追試験の受験許可者には別途通知します。

(2) 試験場

① 追試験の試験場は、全都道府県に設定します。詳細については、大学入試センターのホームページ（→裏表紙）から確認してください。

② 特例追試験の試験場は、原則として全国を2地区に分け、地区ごとに1か所設定します。詳細については、大学入試センターのホームページ（→裏表紙）から確認してください。

(3) 特例追試験に関する留意点

① 特例追試験の試験時間、配点及び出題教科・科目の出題方法等は、共通テスト(1)並びに共通テスト(2)とは異なります。詳細については、大学入試センターのホームページ（→裏表紙）から確認してください。

② 特例追試験では、外国語は「英語」のみを、数学②は「数学Ⅱ」及び「数学Ⅱ・数学B」を出題科目とするため、出願時に別冊子試験問題の配付を希望した場合でも、別冊子試験問題は配付されません。

③ 特例追試験の受験を許可された場合は、大学の個別学力検査等の試験期日、成績の取扱い等が、通常と異なることがありますので、必ず志望大学の募集要項等で確認してください。

(4) 追試験（又は特例追試験）の受験申請（申請する場合には、あらかじめ、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。）

① 下の③のア又はイに該当する事由により本試験を受験できない場合、共通テスト(1)の受験者は追試験の受験申請を、共通テスト(2)の受験者は特例追試験の受験申請をすることができます。

なお、試験場に到着してから発熱・咳等の症状が出た場合は、休養室等で医師等により「健康状態チェックリスト」（→4 ページ）に基づき症状等を確認後、追試験の受験を申請してもらうことがありますので、監督者や試験場の担当者に申し出て、指示に従ってください。

② 追試験（又は特例追試験）の受験許可の単位は、原則として2日分又は1日分の教科・科目です。ただし、1日目又は2日目において、1つの教科・科目でも受験した場合は、体調不良等の申出（激しい咳を何度もしたことにより、監督者において他の受験者に影響があると判断し、受験を中断した場合を含む。）があった時点で終了していない試験時間以降の教科・科目を受験許可の単位とします。

③ 受験票に記載されている「問合せ大学」において、下記の申請受付時間内に限り追試験（又は特例追試験）の受験を申請することができます。申請受付時間経過後は、いかなる理由があっても追試験（又は特例追試験）の受験を申請することはできません。

また、試験時間の繰下げを実施した試験場や受験上の配慮により試験時間を延長する受験者の場合には、当該試験の終了時刻が申請受付の終了時刻となり、通常の終了時刻（1日目 18：10、2日目 17：50）とは異なるので注意してください。

ア 疾病・負傷による場合

申請受付時間 (注)	<p>【追試験の受験申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月12日から1月15日まで 9：00～17：00 ・1日目（1月16日） 7：30～18：10 ・2日目（1月17日） 7：30～17：50 <p>【特例追試験の受験申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月26日から1月29日まで 9：00～17：00 ・1日目（1月30日） 7：30～18：10 ・2日目（1月31日） 7：30～17：50
申請方法	<p>(ア) 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「医師の診断書」（治療期間が明記されたもの）を「問合せ大学」に持参し、申請してください。</p> <p>許可された場合は、追試験受験許可書（又は特例追試験受験許可書）が交付されます。</p> <p>(イ) 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に疾病・負傷の状況を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p> <p>(ウ) 試験場に到着してから発熱・咳等の症状が出た場合は、監督者や試験場の担当者に申し出て、指示に従ってください。</p>

(注) 2日目に、1日目分の追試験の受験を申請することはできません。

イ 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合

(事故等が生じた場合は、速やかに受験票に記載の「問合せ大学」に電話連絡してください。)

<p>申請受付時間</p>	<p>試験当日、試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休にあった場合</p> <p>やむを得ない事由がある場合</p> <p>やむを得ない事由の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親又は親族等の危篤，死亡 ・自宅の火災 ・濃厚接触者で要件（→3ページ）を満たしていない者 	<p>その日の試験終了時刻まで</p> <p>【追試験の受験申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月12日から1月15日まで 9：00～17：00 ・1日目（1月16日） 7：30～18：10 ・2日目（1月17日） 7：30～17：50 <p>【特例追試験の受験申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月26日から1月29日まで 9：00～17：00 ・1日目（1月30日） 7：30～18：10 ・2日目（1月31日） 7：30～17：50
<p>申請方法</p>	<p>(ア) 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を「問合せ大学」に持参し、申請してください。</p> <p>許可された場合は、追試験受験許可書（又は特例追試験受験許可書）が交付されます。</p> <p>(イ) 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に事故等の状況等を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p>	

- (5) 追試験（又は特例追試験）の受験を許可された場合、許可された教科・科目については本試験の受験はできません。